令和2年10月定例教育委員会会議

会 議 録

令和2年10月15日開催

会 議 録

開催日時	令和 2 年 1 0 月 1 5 日 (木) 午後 2 時 午後 2 時 4 5 分 閉会
場所	旭川市教育委員会 会議室
教 育 長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, 新麗 本田 哲嗣, 委 員 滝山 義之 委 員 近藤 美保
出 事 書 務 書 務 局 事 高 局	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 高田 敏和 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 石原 伸広 公民館事業課長 片山 勝敏 学校教育部次長 佐藤 潤一 学校施設課長 三浦 雅仁 教職員担当課長 佐藤 文泰
職員	同宮嶋健吏
傍 聴 者	0人
公開・非公開の別	一部非公開
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第2号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について ・議案第3号 令和2年度一般会計予算の補正について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) (仮称)旭川市学校施設長寿命化計画の策定について 6 その他 7 閉会

			審 議 内 容
発	言	者	発言要旨
			《開会》
教	育	長	本日は、山崎委員から欠席する旨の届出があり、本日の出席委員は4人でありますが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしておりますので、ただいまから、令和2年10月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事に入ります前に、まず、私から御報告があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。先日の市議会定例会において、10月14日付けで、本田委員が教育委員として再任されましたことから、
			教育長職務代理者としても引き続き、本田委員を指名いたしました。それでは、本田委員から、一言いただきたいと思います。よろしくお願いいた
本	田委	員	します。 (本田教育長職務代理者挨拶)
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は,滝山委員,近藤委員を指名します。
			《 前回会議録 》
教	育	長	会議録ですが、令和2年6月定例教育委員会会議(令和2年6月29日開催)については既にお手元に配付されておりますが、これらの内容につ
各教	委 育	員長	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
各教	委育	員長	ついては、承認することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、令和2年6月定例教育委員会会議の会議録につい
各	委	1 回	
教	育	長	「異議なし。」と認め、令和2年7月定例教育委員会会議、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議、令和2年8月定例教育委員会会議、令和2年8月第2回臨時教育委員会会議及び令和2年9月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。 《審議事項》
教	育	長	では、審議事項に入ります。 議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」,

議案第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」,議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正について」,報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(1)「(仮称)旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」は,その性質上,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが,いかがですか。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め,議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」,議案第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」,議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正について」,報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(1)「(仮称)旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」は、秘密会といたします。

《その他》

 教
 育
 長

 各
 委
 員

務

局

事

他に,何かありますか。

員ありません。

ありません。

《秘密会》

教 育 長

ここからは, 秘密会といたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」,報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが,旭川市教育委員会会議規則のとおり,会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが,いかがですか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、会議録には概要を記載することといたします。

議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」, 説明願います。

公民館事業課長

この度の改正は、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画に基づきまして、現在、西神楽支所の2階部分に設置されている西神楽公民館を西神楽農業構造改善センター内に機能集約し、現在の建物を廃止しようとすることから、旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年第4回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものでございます。

教 育 長

議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」, 御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

員┃ ありません。

教 育 長

それでは、議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。

<議案第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」>

令和2年10月15日から令和3年9月1日までを任期とする旭川市いじめ防止等連絡協議会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長

次に、議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正について」, 説明願います。

石原学校教育部次長

令和2年度一般会計予算の補正について,学校教育部所管について説明 申し上げます。

学校保健活動費(小学校)補正額236万1千円及び学校保健活動費(中学校)補正額119万8千円につきましては、学校における新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、児童生徒等の安全を確保するため、マスクや消毒用品など校内の衛生管理に必要な物品を購入するものであります。

この件につきまして、令和2年第5回臨時会に提案するよう市長に意見 を申し出ようとするものでございます。学校教育部からは以上です。

酒井社会教育部次長

続きまして, 社会教育部所管につきまして御説明いたします。

図書館管理費補正額34万7千円につきましては、現在新型コロナウイルス感染予防対策を実施し図書館を開館している状況ですが、今後終息の見通しが立たず長期化が懸念される中、利用者が安心して図書館を利用できるよう、窓口用アクリルパーティションなど感染予防対策用品を購入する費用の補正を行おうとするものでございます。

彫刻美術館管理費補正額266万2千円につきましては,旭川駅構内に設置されております中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリーの冷暖房機能を担うガスヒートポンプの改修を行うことにより,換気能力の向上を図り感染防止対策の強化を図るため,改修費用の補正を行おうとするものでございます。

この2件につきまして、令和2年第5回臨時会に提案するよう市長に意 見を申し出ようとするものでございます。

教 育

議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正について」は、 原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「令和2年度一般会計予算の補正に ついて」は、原案どおり決定します。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」>

令和2年10月1日及び同月2日付けの旭川市教育委員会事務局職員の 分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了 承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」>

令和2年7月1日から同年9月24日付けまでの旭川市教育委員会事務 局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告 のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和2年8月13日から同年9月24日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のとおり了承した。

教 育 長

次に、報告事項(1)「(仮称) 旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」、報告願います。

学校施設課長

まず、本計画を策定する目的についてでございますが、本市の学校施設は、約7割が築後30年を経過しておりまして、屋根や外壁、水廻り設備などの老朽化が進んでいる状況にございます。今後、これらの学校が改修時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されますことから、中長期的な視点を持って、維持管理や改修に係るコストを縮減し、財政負担の軽減、平準化を図るために本計画を策定しようとするものであります。

次に、本計画の位置付けですが、国が平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、これを受け文部科学省は、各自治体に対し令和2年度までに学校施設の長寿命化計画を策定するよう要請してきているところです。本市においても、旭川市公共施設等総合管理計画のうち学校施設に係る個別施設計画として位置付け、策定するものでございます。

次に、本計画の主な内容としては、文部科学省から学校施設の長寿命化計画策定に係る手引が示されており、その手引きを基本に今後どのような機能や性能を重点的に整備していくか、また、長寿命化を行った場合のコストの見通しや長寿命化改修の実施方法などを本計画に盛り込む予定であります。

次に、策定方法につきましては、庁内に課長職で構成される検討会議を 設置し、本計画の素案の作成を進め、今後の教育委員会会議におきまして、 本計画案の審議を行っていただき、策定を進めてまいりたいと考えており ます。

なお、素案の作成に当たっては、児童生徒、教職員等の要望などを学校施設整備の方針等に反映させるため、学校へのヒアリングを実施するとともに、意見提出手続を実施し、市民の方々の意見を反映してまいります。

最後に、策定スケジュールですが、10月から庁内の検討会議を開催し、素案を作成いたします。その後、令和3年1月の教育委員会会議で策定した素案をお示しし、1月末から意見提出手続を開始する予定です。その意見を反映させた上で、3月に計画(案)を御審議いただき、本計画の決定及び公表を行ってまいりたいと考えております。

教 育 長

報告事項(1)「(仮称)旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」、 御意見、御質問等はありますか。

本 田 委 員

これは、耐震化とは別のものとして考えているのですか。

学校施設課長

耐震化については、建替えをする予定の学校はまだ残っております。本計画の策定期間中の耐震化工事は行ってまいりますが、さらに先の老朽化したときの対策について、どの設備をどのくらいのスパンで改修していくか等といった計画となっております。

教 育 長

橋りょう,道路,市営住宅なども同じく長寿命化計画があります。自治体としては一時期インフラを相当整備しましたので,長寿命化に当たっては財政負担が伴い,どう調整していくかは難しい課題ですが,学校施設についても計画を策定し,しっかりと進めていく必要があります。

他に御意見,御質問等はありますか。

各 委員

員丨 ありません。

教	育	長	それでは、報告事項(1)「(仮称)旭川市学校施設長寿命化計画の策定
			について」は、報告を受けたこととします。
±/.la	*	II:	《その他》
教各事	育委	長員	ありません。
事教	務 育	局 長	
			《閉会》